

2025 年度秋学期  
横浜国立大学経済支援制度

授業料免除募集要項  
(私費外国人留学生対象)

学務・国際戦略部  
学生支援課、グローバル推進課

2025 年 9 月 8 日

### (1) 授業料免除について

学業成績の優秀な大学院所属の私費外国人留学生に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額免除、半額免除、又は3割免除(博士課程後期においては全額免除又は半額免除)を行う制度です。※(注) 学部に所属する私費外国人留学生は対象外です。

### (2) 申請資格

授業料免除に申請するには、以下のすべての申請資格を満たす必要があります。

- 1) 2025年10月1日時点で本学の大学院の正規課程に私費外国人留学生として在学する者。

※国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、及び私費外国人留学生のうち独立行政法人国際協力機構、世界銀行、外国政府その他の機関が授業料を負担する、又は当該機関から授業料相当額の支給を受ける者は、免除申請の対象となりません。

- 2) 日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者、又は取得見込みの者。

※「永住者」、「定住者」または「日本人の配偶者等」の在留資格を有する場合は、学生支援課経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)までご相談ください。

- 3) 2)で述べた「留学」の在留資格については、授業料免除期間をつうじて有効であること又は更新見込みであること。

### (3) 申請方法

申請受付期間内に、以下に記載の申請フォームから申請をしてください。

申請受付期間	<u>2025年10月3日(金)～10月14日(火)17:00</u>
申請フォーム	<p><u><a href="https://forms.office.com/r/WDL4D1KQe">https://forms.office.com/r/WDL4D1KQe</a></u></p> <p>※YNUメール(Microsoft 365)にログインして、上記のフォームから申請してください。YNUメールにログインせずにアクセスするとエラーとなります。</p>
授業料免除結果発表	2025年12月17日(水)

## (4) 選考方法

### 【大学院修士課程又は博士課程前期】

#### 1) 新入生(1年次1学期目)

入学試験の成績により選考されます。申請者のうち、入学試験の成績が合格した私費外国人留学生全体の上位50%以内となった者のうち、成績の上位の者から授業料の全額免除、半額免除、又は3割免除が割り当てられます。(注:成績条件を満たしていても、免除枠には上限があるため、不許可となることもあります。)

#### 2) 在学生(1年次2学期目以上に在学する者)

各大学院における学業成績(前学期までの通算GPA)により選考されます。ただし、下記の者には免除が適用されません。

- ・ 修得単位数が各大学院の定める標準単位数に満たない者<sup>※1</sup>
- ・ 休学期間を除く在学期間が修業年限を超えた者<sup>※2</sup>
- ・ 当該学期に編入学または再入学した者。

※1 各大学院の定める標準単位数については、p.5で確認してください。

※2 超過期間が1年以内の者に限り、その理由によっては免除が適用される場合がありますので、対象者は申請時に留年の理由書(様式自由)を提出してください。

### 【大学院博士課程後期】

#### 1) 新入生(1年次1学期目に入学する者)

入学試験の成績により選考されます。申請者のうち、入学試験の成績の上位の者から授業料の全額免除又は半額免除が割り当てられます。

#### 2) 在学生(1年次2学期目以上に在学する者)

各大学院における学業成績により選考されます。申請者のうち、修得済み単位の成績のほか、これまでの査読論文の出版や賞の受賞など、学業成績が優秀と認められる根拠を踏まえて、上位の者から授業料の全額免除又は半額免除が割り当てられます。

ただし、下記の者には免除が適用されません。

- ・ 休学期間を除く在学期間が修業年限を超えた者<sup>※1</sup>
- ・ 当該学期に編入学または再入学した者。

※1 超過期間が1年以内の者に限り、その理由によっては免除が適用される場合がありますので、対象者は申請時に留年の理由書(様式自由)を提出してください。

学期ごとに「全額免除」「半額免除」「3割免除」又は「不許可」の結果を発表します。

## (5)選考結果

【発表日】2025年12月17日(水)

### 【発表方法】

「学生情報システム」 <https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/WebInfo/p/Login.aspx>

※YNU ログイン ID とパスワードでログインしてください。

- ・ 個人情報保護のため、掲示による発表は行っていません。又、個人宛の通知や電話による結果の通知も行いません。
- ・ 「学生情報システム」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、経済支援係（学生センター2階1番窓口）にお越しください。窓口へ来ることが難しい場合は、必ず申請者本人の YNU メールアドレスを使用し、学生証を撮影した画像を添付した上で、選考結果の開示を希望する旨のメールを経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)へ送信してください。

### 【納付期限／口座引落日】

- ・ 免除結果が「全額免除」の者は、授業料の引落しはありません。
- ・ 免除結果が「半額免除」「3割免除」又は「不許可」の者は、  
**【秋学期:2026年1月27日(火)】に登録口座から自動引落があります。**
- ・ 所定の期日までに授業料の納付がない場合は除籍となるため、納付期限を守ってください。

### 【注意事項】

- ・ 選考や選考結果に関するお問い合わせには一切応じられません。
- ・ 申請後に下記に該当する事項\*が生じた場合は、授業料免除の対象外となります。
  - \*各学期（春学期：4月～9月、秋学期：10月～3月）の途中で休学又は卒業もしくは修了する予定となっている場合
  - \*在留資格が「留学」以外に変更された場合
- ・ 免除枠には上限があるため、申請しても不許可となることがあります。
- ・ 申告内容の虚偽や懲戒の対象となり得る行為の事実が判明した場合は、「申請無効」又は「申請無効による結果取消」となる場合があります。
- ・ 確認事項がある場合は、原則として YNU メールアドレス宛てに連絡します。定期的に YNU メールの受信ボックスを確認するようにしてください。
- ・ 申請は学期ごとに行う必要があります。本募集要項の申請は「2025年度秋学期分」の申請で、免除期間は「2025年度秋学期間」です。
- ・ 申請した学生は全員、審査の結果が発表されるまでは授業料の徴収が猶予されます。通常の引落日予定日には、授業料の引落しはありません。

**(6)問い合わせ先**

**グローバル推進課留学生係**

E-MAIL:global.student@ynu.ac.jp

住所:〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8

窓口:土日祝休日除く 8:30~12:45、13:45~17:00(学生センター2階)

**授業料免除・奨学金情報**(グローバル推進課ウェブサイト):

[https://global.ynu.ac.jp/support/tuition\\_scholarship/](https://global.ynu.ac.jp/support/tuition_scholarship/)

※ 申請フォームに入力された情報は、経済支援制度に係る選考のみ利用され、その他の目的には利用されません。

# 大学院（修士） 標準修得単位数表（授業料免除審査用）

## List of Standard Number of Credits for Assessment of Tuition Waiver

2025年10月1日時点 As of October 1, 2025

※各設定単位数は変更になる場合があります。

The number of credits is subject to change.

### 〈大学院（修士） Graduate School (Master's program)〉

※休学歴のある者、留年している者は在学月数で確認すること。 Those who had temporary leaves of absence from YNU should refer to the number of enrollment months below.	2年生* (該当者のみ) refer to the note(*)	2年生 2024春入学 2 year entered in Spring 2024	2年生 2023秋入学 2 year entered in Fall 2023	(参考) 修了単位数 (Reference) Credits required for completion
在学月数（休学期間は除く） The number of enrollment months (except months of temporary leaves) ※月始め（1日）に在学していれば、その月は 在学月として数える。 Count the month as an enrollment month if you are enrolled as of the 1st of the month.	1～12か月	13～18か月	19～24か月	
教育学研究科 Education	4	15	15	30
教育学研究科（教職大学院） Education (Professional School)	8	20	20	46
国際社会科学府 International Social Sciences	8	16	16	32 36 (38)
理工学府 Engineering Science	7	15	15	30
環境情報学府 Environment and Information Sciences	7	15	15	30
都市イノベーション学府 Urban Innovation	7	15	15	30 (Y-GSAの副専攻プログラムの場合は40) (40 in case of the minor program of Y- GSA)
先進実践学環 Innovative and Practical Studies	7	15	15	30

(\*)入学後2学期以内に休学した場合のみ適用。

Applicable only when students take a leave of absence within 2 semesters after entering YNU.